



2021年4月30日

各 位

会社名 大和工業株式会社
代表者名 取締役社長 小林 幹 生
(コード番号: 5444 東証第一部)
問合せ先 常務取締役 米澤 和 己
(TEL 079-273-1061)

執行役員制度の導入および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、執行役員制度の導入および2021年6月29日開催予定の第102回定時株主総会に、定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 執行役員制度の導入

(1) 目的

- ①環境変化の激しい状況下、持続的な成長を推進するにあたり、執行権限および執行責任の明確化を図るため。
- ②代表取締役の指揮監督のもと、執行役員が業務執行を行う体制を構築することにより、経営の機動性を高めるため。
- ③人材登用の機会を拡大し、次期経営人材を計画的に育成するため。

(2) 制度の概要

- ①執行役員の選任および解任は、取締役会の決議によるものとします。
- ②取締役は、執行役員を兼務することができるものとします。

(3) 導入時期

2021年6月29日(予定)

※当社子会社であるヤマトスチール株式会社および大和軌道製造株式会社においても執行役員制度を導入する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

執行役員制度の導入に伴い、執行役員に関する規定を新設および専務、常務の地位は執行役員の地位とするため、取締役におけるこれらの地位の削除を行うものです。また、上記の変更に伴い、条数の変更を行うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 <u>取締役および取締役会</u> 第20条 (役付取締役の選任) 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長各1名、 <u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役</u> 各若干名を選定することができる。 (新設) 第 <u>22</u> 条～第 <u>38</u> 条 (条文省略)	第4章 <u>取締役、取締役会および執行役員</u> 第20条 (役付取締役の選任) 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長各1名、 <u>取締役副社長若干名</u> を選定することができる。 <u>第22条 (執行役員の選任)</u> <u>取締役会は、その決議により執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u> <u>2. 取締役会は、その決議により役付執行役員を選定することができる。</u> 第 <u>23</u> 条～第 <u>39</u> 条 (現行どおり)

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年6月29日 (予定)

定款変更の効力発生日 2021年6月29日 (予定)

以 上